

「特殊教育、専門免許統合」の記事に思う

あるメル友から、「朝日新聞一面に『特殊教育に専門免許 盲・ろう・養護学校を統合 - 文科省方針 - 』という記事が載っていましたね。」とメール。恐らく「コメントを聞かせる！」ということだろうと思い、さし当たってまず次のように返信した。

【 現時点で一番危惧するのは、「障害児は、特別教育免許をもった教師のいる養護学校に任せる！」と、現実には、より区分け（差別）化がはっきりして行くのではないかということ。】

発達障害（学習障害、注意欠陥・多動性障害）等については、発達障害者支援法が既に公布されているのに、もし記事のようになれば、全学齢児の約6%を占め、今後も増加が予想される発達障害児等は、「養護学校へ」と、より云われ出すのではないかな。

今の地域の学校の特別支援クラス（特殊学級）でさえ、同じ学校内なのに担当教師、子どもたちは、区分けされ孤立している（バックナンバ - 福祉・教育・医療関係（ ）P 2004.10.27.「子どもと共に輝やける教育現場であって欲しい！」：参照）。

また、親は何かにつけ、地域の学校ではなく、養護学校を勧められている（バックナンバ - 福祉・教育・医療関係（ ）P 2004.12.21.「親は、教育行政組織上の部下ではない」：参照）。

恐らく、地域の学校の管理者は、「当校には専門の教師がいませんので、お宅のお子さんは専門教師のいる養護学校でしか教育できません」、また、担任教師ですら「自分は専門免許を持っていないので」なんて逃げ口上に、益々今回の方針を使うのではないかな。】

盲（視覚障害）学校、ろう（聴覚障害）学校、養護（身体障害、知的障害、病虚弱）学校でさえ、専門免許を保有する教師は、約4割に過ぎない現実。専門養成課程をもつ大学は、教員養成大学の1割に過ぎない現実。

まして、免許を統合したところで、一人一人異なる多種多様な障害状況に対応できるスパ・マンのような教師なんているはずがないし、養成できっこない。

専門免許を持とうが持つまいが、その教師が目の前のその子どもの教育活動とは何かに悩み、勉強し、専門機関・者を呼び込み、活用し、連携して行けば、専門免許を持っただけの教師より専門家になる方法はいくらでもあるように思う。

今回の文科省の方針が、現実的に、具体的に何を目的としているのか、皆目解らない。

今回の方針について、みなさんのコメントをお聞かせいただきたい。